

河川等災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川等災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 公募日 令和 5 年 3 月 15 日

2. 担当官等 中国地方整備局 日野川河川事務所長 大塚 尚志

3. 協定概要

(1)協定名

河川等災害応急対策活動等に関する基本協定

(2)活動場所

日野川河川事務所が管理する一級河川日野川水系及び皆生海岸の河川、砂防、海岸及び菅沢ダムを原則とするが、災害の規模により協定締結区域・区間外での活動要請を行う場合がある。

(3)活動内容

日野川河川事務所管内の河川、砂防、海岸、ダムの所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のため、建設機械、資材及び労力等の提供により応急対策活動を実施するものとする。

(4)協定期間

令和 5 年 5 月 1 日 ～ 令和 7 年 4 月 30 日 までとする。【2ヶ年】

(5)出動要請

基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

4. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

(1)予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2)中国地方整備局における令和 5・6 年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を単体で受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5)本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。
- ①協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル 二一四(2)、(3)」による。上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
- ②1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・1級建設機械施工技士
 - ・技術士法による技術士(建設部門、農業部門(農業土木)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
 - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- (6)基本協定資格確認申請書(基本協定資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7)鳥取県西部地方生活圏内に建設業法の許可を有する、本店(本社)が所在すること。

5. 基本協定締結者の決定方法

- (1)基本協定の締結は、4.に掲げる応募資格を満たしている者で行う。

6. 担当部局

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千 678

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 工務課長

TEL : 0859-27-5484 (内線 311)

FAX : 0859-27-2348

Mail : hinogawasoumul@cgr.mlit.go.jp

7. 応募資格の確認等

(1)申請書の作成

基本協定の締結を希望される者は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②総括的に管理する技術者の資格【別記様式2】

※総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。

(2)申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

① 提出方法：申請書の提出は、郵送とする。

② 受付期間：令和5年3月15日（水）～令和5年4月14日（金）17時00分までとする。

③ 提出場所：6. に同じ。

(3)申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合には、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出方法：書面を郵送により提出すること。FAXでも可。

② 受領期間：令和5年3月15日（水）～令和5年4月14日（金）17時00分までとする。

③ 提出場所：6. に同じ。

(4)(3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期間：質問を受理してから適宜に、令和5年4月18日（火）までの休日を除く毎日、9時00分～17時00分まで。

②場所：日野川河川事務所 2階 総務課

(5)その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めない。